

令和6年度

シラバス

6年次

課題別臨床実習



日本大学松戸歯学部

目 次

課題別臨床実習に際して	-----	1
課題別臨床実習の概要	-----	3
課題別臨床実習の成績評価	-----	4
課題別臨床実習ガイダンス	-----	5
課題別臨床実習の実施方法	-----	6
課題別臨床実習配属表	-----	8
臨床検査科	-----	10
放射線科	-----	11
補綴科	-----	12
保存科（修復）	-----	14
保存科（歯内）	-----	16
歯周科	-----	17
口腔外科	-----	19
小児歯科	-----	20
麻酔・全身管理科	-----	22
矯正歯科	-----	23
特殊歯科	-----	25
口腔インプラント科	-----	27
顎関節・咬合科	-----	28
健康増進歯科	-----	29
個人情報保護方針	-----	30
病院内服装・装備について	-----	34

臨床実習に際して

1. 院内における心得

- 1) 臨床実習は、これまで学んだ基礎知識をもとに歯科医療の実技とその修練を行うものである。特に患者を対象とするため院内においてはこの心得を守り行動しなければならない。
- 2) 学生（以下院内生という）は臨床実習に際し教員の指示に従い、受けた指示を十分理解して行動すること。
- 3) 院内生は指導担当医の指示なく診療行為を行ってはならない。
- 4) 院内の清潔維持に常に心がけること。
- 5) 臨床実習においては各自衛生を重んじ、頭髮、口腔等身体の清潔に留意すること。
- 6) 患者に対しては親切丁寧に接すること。怠慢や不親切のために患者に迷惑をかけてはならない。
- 7) 臨床実習において機械器具等は丁寧に取扱い、保存、管理に十分注意すること。
- 8) 携帯電話・携帯端末等は院内に持ち込まない。
- 9) 診療衣のまま学外に出ないこと。診療衣のままコンビニに行かないこと。
- 10) 臨床実習時間中に、正答な理由なく学外に出ないこと。
 - 1) マニキュア、指輪、ピアス、イヤリング、腕時計、つけまつげ、香水、カラーコンタクト、タトゥーなどは禁止。
 - 2) 茶髪、ヒゲは認めない。また、髪は束ねて帽子の中に入れて、垂れないようにする。

2. 院内における諸注意事項

1) 服装

- ① 院内生の服装は規定の白衣及び診療帽、マスク（無駄に使用しない）を着用し、また白の上靴を履くこと。
- ② 診療衣は上下ともケージーとし、常に清潔なものを着用すること。
- ③ 臨床実習時間中の私服は禁止。
- ④ 個人防護用のアイガードは各自で購入し用意すること。

2) 掲示

掲示は、教室および院内生技工室入口の院内生用掲示板に掲示するので見落しのないよう注意すること。

3) 出欠席について

- ① 院内生は講義および担当患者の有無を問わず臨床実習期間中は毎日出席すること。
- ② 臨床実習期間中は無断で外出してはならない。
- ③ やむを得ない事故、または病気等により欠席するものは、臨床実習開始までに学生課 or 教務課へ電話その他で通知すること。欠席届は、前項の通知にかかわらず、欠席日より3日以内に教育主任に提出すること。傷病による欠席の場合には、医師の診断書を添付して提出すること。
- ④ 遅刻は認めない。
- ⑤ やむを得ず遅刻したとき、あるいは早退するときは、届を提出すること。

4) 患者個人情報の取り扱いについて

- ① SD ファイル等の患者医療情報が記載されている書類（以下、患者情報という）の管理は紛失、破損などが起きないように十分に気を付けること。

- ② 患者情報を学外に持ち出してはならない。
- ③ 患者情報が必要でない時は、必ず教室ロッカーに保管すること。
- ④ 患者情報等の紛失に気付いた時(SD ファイルを紛失した時)は、直ちに5年クラス担任主任に報告すること。
- ⑤ SD ファイルを含め、患者情報(カルテ ID, 氏名, 住所, 電話番号等)はどこにも記載しないこと。
- ⑥ SD ファイルの紛失や患者情報の学外への漏出等の事故が明らかになった場合、学生自らによる事故報告書の作成、患者への説明・謝罪、病院長への反省書等が必要となる場合があり、SD 診療の評価の大幅な減点対象となる。

5) 電話の使用について

臨床実習において学外に電話する場合は、病院業務に支障をきたさないように受付、または2階コンサルテーション室の電話を使用すること。

6) 喫煙禁止(電子タバコ含む)

7) エレベーターについて

院内生のエレベーター使用を禁ずる(体調不良時はクラス担任主任の許可により認める)。

3. 技工室

- 1) 院内生は技工室を使用することができる。
- 2) 各自常に整理整頓をし、清潔に保つよう心掛けること。
- 3) 使用した学生(班)が責任をもって使用後に清掃を行う。
- 4) 補充材料はクラス担任主任または医員(Dr. 松根)に申し出ること。
- 5) 技工機の引出し等は個人的に利用できない。

課題別臨床実習の概要

臨床実習は、教養科目と専門科目（基礎歯科医学・臨床歯科医学）の講義・実習によって学んできた知識・態度及び技能を、臨床の場で患者に応用し、その体験を通して、歯科医学に関する知識の統合、技術の習得及び総合的判断力を身に付けることにある。

臨床実習にあたっては、患者の人格を尊重し、全人的に把握することを学び、将来、歯科医療に携わる者としての不可欠な態度を体得し、倫理観を確立し、患者様とのコミュニケーション技術を習得することが重要である。

一般目標（GIO）

患者から信頼される人間性豊かな医療人となるために、歯科医師として求められる基本的な知識・技能・態度を修得する。

行動目標（SBOs）

- ① 患者を全人的に理解し患者中心の医療を行うために、患者、家族と適切なコミュニケーションを通して良好な人間関係を確立する。
- ② チーム医療の円滑な遂行のために、院内医療チーム（多職種連携）の構成員としての役割を理解し、他の医療関係者と協調し行動する。
- ③ 患者の問題を把握し、問題対応型の思考を行い、生涯にわたる自己学習の習慣を身に付ける。
- ④ 患者および医療関係者にとって安全な歯科医療を遂行し、医療安全の方策を身に付け、危機管理に参画する。
- ⑤ 患者の抱えている問題を総合的に把握し、問題解決するための治療計画を作成し、評価する。
- ⑥ 歯科疾患と障害の予防および治療における基本的知識・技術・態度を身に付ける。
- ⑦ 一般的によく遭遇する歯科疾患の応急処置と、頻度の高い歯科治療、予防処置を、指導医の指導のもと実施できる。
- ⑧ 病院内での医療安全対策と感染予防対策を実施できる。
- ⑨ 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療を常にフィードバックし、臨床能力を向上させる態度を身に付ける。

令和6年度6年次課題別臨床実習成績評価方法

1 評価

- 1) 課題別臨床実習の評価項目と重み付けを下記に定め、総合評価をもって行う。

2 評価項目と評価割合

1) 課題別臨床実習

- ① 診療科における臨床実習（90%）
- ② ポートフォリオ（10%）

2) 課題別臨床実習の診療科

- ① 保存科
- ② 歯周科
- ③ 補綴科
- ④ 口腔外科
- ⑤ 放射線科
- ⑥ 小児歯科
- ⑦ 麻酔・全身管理科
- ⑧ 臨床検査科
- ⑨ 選択制：口腔インプラント科，矯正歯科，特殊歯科，健康増進歯科

3 評価基準

- 1) 100点法で60点以上の者を課題別臨床実習の合格者とする。
- 2) 2-2)-①～⑧の評価項目中，1診療科において60点未満の評価があった場合，②-1)-①の評価は60点未満とする。2-2)-⑨の診療科を選択した場合，2-1)-①の評価に加点する。

4 出欠席

- 1) 課題別臨床実習期間中は，原則として欠席は認めない。
- 2) 公用欠席は欠席時間に含まない。病欠は疾病に応じて対応するので診断書を添付して届け出を行うこと。
- 3) 欠席時間を次の通りポイントに置き換える。欠席日数1日を1ポイント，遅刻1回を0.5ポイント，早退1回を0.5ポイントとする。
- 4) 課題別臨床実習期間中，正当な理由なく5ポイント以上欠席した者は課題別臨床実習の最高点を60点とする。
- 5) 欠席，遅刻，早退届けは早急に治療計画室に提出しなければならない。なお，連続して3日以上欠席する場合は，あらかじめ（約1か月前）書面で必要事項を記入し欠席期間を報告しなければならない。

以 上

令和6年度 6年次課題別臨床実習ガイダンス

日 時： 令和6年4月1日（月） 12時30分

場 所： 205教室

服 装： 私服で良い

担当	時間	担当者
課題別臨床実習について	12:30～13:00	6年クラス担任主任 ・院内教育担当
SD診療	13:00～13:15	伊藤 誠康
保存科（修復）	13:15～13:22	神谷 直孝
保存科（歯内）	13:22～13:29	鈴木 誠
口腔外科	13:29～13:36	山口 桜子
小児歯科	13:36～13:43	清水 邦彦
	休憩	
歯周科	13:55～14:02	中山 洋平
麻酔・全身管理科	14:02～14:09	鈴木 正敏
放射線科	14:09～14:16	村岡 宏隆
臨床検査科	14:16～14:23	淵上 真奈
矯正歯科	14:23～14:30	五関 たけみ
補綴科	14:30～14:40	浅野 隆・石井 智浩
	休憩	
特殊歯科	14:55～15:00	林 佐智代
口腔インプラント科	15:00～15:05	井下田 繁子
顎関節・咬合科	15:05～15:10	飯田 崇
健康増進歯科	15:10～15:15	鈴木 浩司
感染予防/医療安全	15:15～15:25	山口 秀紀
個人情報保護	15:25～15:30	院内教育担当
ペアポリ5年顔合わせ	16:20～（202教室）	院内教育委員会
院内清掃	なし	

課題別臨床実習の実施方法

課題別臨床実習

1. 期間

令和6年4月2日（火）～4月30日（火） 午前9時50分から午後5時まで。

2. 実施方法

5年臨床実習から引き続くSD患者診療と、各科ローテーションによる診療参加型実習を行う。

- 1) A～L班は配属表（別表）に従い各診療科をローテイトする。
- 2) 実習期間中は5年次院内生とのペアポリ実習とする。

3. 各診療科について

- 1) 保存科，歯周科，補綴科，口腔外科の配属とし予定表に記載された各科の配属がある場合はそれに従う。
- 2) SD担当患者の診療は担当医員のアポイントのもとに行い，配属とは無関係に行う。
- 3) 放射線科，臨床検査科は個別の配属によって行う。
- 4) 小児歯科は補綴配属中の1日とする。麻酔・全身管理科は，アポイントにより行う。但し，見学・介補等については期間単位で指定された日に行う。
- 5) 矯正歯科，特殊歯科，口腔インプラント科，顎関節・咬合科，健康増進歯科の臨床実習は，期間の指定はないが1日のみの選択制とし，アポイント帳に実習時間を記載・検印して行う。

4. SD ファイル

臨床実習における見学・介補，実技等の実習内容の記録として，各診療部の指示により使用する。SDファイルは患者の氏名，住所，電話番号等は記載してはならない。患者の情報が記載されているためこのファイルの管理には十分注意すること。

5. アポイント帳

診療のアポイントに際して予約検印を受け，診療時あるいは診療後に指導医員に終了検印を受ける。見学・介補の際も同様に指導医員欄に検印を受ける。

6. 引継ぎ患者

5年臨床実習で配当を受けたSD患者の引き継ぎ業務を行う。引き継ぎ業務完了までに終了，中止等がある場合は速やかに担当主治医の検印を受け，治療計画室への手続きを行うこと。

引き継ぎが必要な患者については，5月以降の治療計画を5年生にわかるよう明確にして，引き継ぎ書類を提出しなければならない。

令和6年4月20日（土）午後に202，205教室にて5年への患者引き継ぎを実施する。

7. 出欠席

午前8:35 205教室 課題別講義と試験の出席をもって，課題別臨床実習の開始時出席とする。

午後の出欠席調査は，配属先診療科および202教室で行う。ただし，土曜日は講義の出席を持って出席とする。

注) 臨床実習の実施方法についての詳細は日程表を参照のこと。

院内清掃および午後5:30の出欠確認

新6年次生は5年次で清掃を行っていた科の清掃を行う。再履修の6年生は，配属表の出欠席

の配属先にて、新 6 年生から清掃方法の指導を受け清掃を行う。

出欠確認は清掃終了後、新 6 年生、再履修 6 年生ともに、配属表の出欠席の配属先にて確認を行う。清掃のない学生は 202 教室にて出席確認を行う。

令和6年度 課題別臨床実習 配属表

診療科	内容	方法	形式	4月																													
				清掃無	奇	偶	奇	偶		奇	偶	奇	偶	奇		偶	奇	偶	奇	偶		奇	偶	奇	偶	奇		偶					
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
第1クール							第2クール							第3クール																			
臨床検査科	見学・介補	6~8名1組 1日	配属	ガイダンス																													
放射線科	見学・実技	6~8名1組 1日	配属																														
補綴科	実地・見学・介補等		配属																														
保存科	実地・見学・介補等		配属																														
歯周科	実地・見学・介補等		配属																														
口腔外科	実地・見学・介補等 病棟見学会		配属																														
小児歯科	見学・介補		補綴配属中のうち1日																														
麻酔・全身管理科	見学・介補・口頭試問		アポイント																														
矯正科, 特殊歯科, インプラント科, 顎関節・咬合科, 健康増進歯科	見学・介補・口頭試問		選択制 アポイント																														
出欠席 朝: AM8:35 (400教室) 課題別講義で確認 月~土 夕: 月~金 各配属先 土 課題別講義で確認 (土 清掃なし)	保存・補綴科 4班 総合歯科(健康増進) 3班 口腔外科 1班 歯周科 1班 小児歯科 1班 放射線科 半班 特殊歯科 半班 矯正歯科 1班																																
				A・B・C・D	G・H・I・J	A・B・C・D																											
				E・F・I	G・K・L	E・F・I																											
				G	A	G																											
				H	B	H																											
				J	D	J																											
				K前半	E前半	K前半																											
				K後半	E後半	K後半																											
				L	F	L																											

半数体制
 前半G~L (10-14時)
 後半A~F (14-17時)
 白は前後半逆転

(4月20日(土)午後13:00~ SD患者引き継ぎ)

令和6年度シラバス
課題別臨床実習

課題別臨床実習シラバス

診療科： 臨床検査科

担当教員名： 福本雅彦・深津 晶・續橋 治・田中陽子・高橋賀美・

小倉由希・竹鼻寛子

<p>到達目標 GIO これまでの講義・臨床実習で修得した知識をもとにして、安全かつ適切に歯科診療を行うために必要な臨床検査の検査項目・方法及び意義を理解し、そして検査結果から患者の全身状態を把握できるようにする。</p>
<p>行動目標 SBOs</p> <ol style="list-style-type: none">1) 検査の手技（採血・尿検査・血圧）を説明できる。2) 貧血，出血性素因，炎症・感染症，肝機能，腎機能，糖尿病，血圧について説明できる。3) 検査結果を適切に分析することができる。
<p>実習方法と実習内容</p> <ol style="list-style-type: none">1) 実習方法：試験，口頭試問2) 実習内容：試験，患者の臨床検査データの分析
<p>評価</p> <p>実習態度，試験，により評価する。</p>
<p>実習上の諸注意</p> <ol style="list-style-type: none">1) 院内実習で定められた清潔な白衣を着用する。2) 配属日は出欠確認・授業・試験終了後すみやかに有病者歯科検査医学講座の医局に集合する。（遅れる際は前日までに連絡すること）3) 試験は各検査の基準値及び国家試験の過去問を中心に出題する。
<p>備考</p>

課題別臨床実習シラバス

診療科：放射線科

担当教員名：金田 隆，村岡 宏隆，平原 尚久，

伊東 浩太郎，徳永 悟士，小松 知広

到達目標 GIO

歯科医師として顎顔面領域の画像検査法の適切な選択及び画像診断ができるようになるために、歯科放射線専門医のもと各種画像検査法及び顎顔面領域の正常像及び疾患の特徴的な画像所見を理解する。

行動目標 SBOs

- 1) MDCT・歯科用コーンビーム CT の読影ができる。
- 2) MRI の読影ができる。
- 3) 超音波検査の読影ができる。
- 4) 顎顔面領域疾患の画像診断ができる。

実習方法と実習内容 LS

- 1) 口腔・顎顔面疾患の画像診断
担当歯科放射線専門医のもと、エックス線検査、CT 及び MRI 検査等の読影を行い、顎顔面領域の正常像及び疾患について修得する。
- 2) 症例読影
口腔顎顔面領域疾患の読影を行う。

評価

配属中の症例読影及び実習態度などで評価する。

備考

参考図書

- 1) 歯科放射線学実習書（日本大学松戸歯学部放射線学講座）
- 2) Q&A で学ぶ歯科放射線学：SBOs 講義（学建書院）
- 3) 歯科放射線診断 teaching file 第4版（砂書房）
- 4) 歯科放射線 第6版（医歯薬出版）
- 5) Case Based Review 顎口腔領域の疾患（永末書店）
- 6) 視覚で学ぶ歯科放射線学（砂書房）

課題別臨床実習シラバス

診療科：補綴科

担当教員名：小見山 道，伊藤誠康，小林 平，若見昌信，鈴木浩司，
浅野 隆，飯田 崇，内堀聡史，岩田好弘，岩崎正敏，三浦千晶，生田真依，
大久保昌和，中田浩史，石井智浩，小出恭代，鈴木亜沙子，五十嵐 憲太郎，
井上正安，古賀麻奈花，木村 純，小川晃奈，高野光司，連記 真，
古谷佳輝，佐藤佳奈美，藤井あゆ，山崎亜莉沙，櫻井萌絵，樽川 禅，服部
龍太，石井優貴，吉田一央，柳園佑奈，山田優太（順不動）

到達目標 GIO

総義歯，局部床義歯及びクラウン・ブリッジの診査・診断，治療法及び
予後評価を円滑に行うために必要な補綴処置の介補，見学，実技及び技工
の臨床能力を身に付ける。

行動目標 SBOS

- 1) 基本的診査項目を説明できる。
- 2) 基本的診査を行うことができる。
- 3) 概形印象を採得することができる。
- 4) 補綴装置の設計を含めた治療計画を立案することができる。
- 5) 治療計画に応じた前処置について説明できる。
- 6) 最終印象の種類と方法を述べることができる。
- 7) 筋形成の目的と方法について述べることができる。
- 8) 根管形成と支台築造について理解する。
- 9) 支台歯形成の方法を述べることができる。
- 10) 歯肉圧排の目的と実施方法について述べることができる。
- 11) プロビジョナル・レストレーションの製作と仮着ができる。
- 12) 咬合支持に応じた咬合採得を理解し行うことができる。
- 13) フェイスボウの意義と手技について述べることができる。
- 14) 咬合器の目的と手技について述べることができる。
- 15) 補綴装置に適切な咬合関係を付与することができる。
- 16) 補綴装置の試適時における診査項目を列挙できる。
- 17) 理補綴装置の試適を行うことができる。
- 18) 補綴装置の装着と調整を行うことができる。
- 19) 補綴装置の管理について患者への指導ができる。
- 20) 装着後のトラブルとその原因を推論できる
- 21) 装着後のトラブル対処方法について述べることができる。
- 22) 補綴装置の製作過程における技工操作を行うことができる。

実習方法と実習内容

ドクター配属制とし、見学・介補を主とするが、実技、技工を含めて行う。

評価

- 1) 見学、介補、実技、技工を評価対象とする。
- 2) 欠席（配属ドクターへつかない）は減点対象とする。

実習上の諸注意

- 1) 検印は教育担当医員に限る。それ以外の場合は必ず教育担当医員の併印が必要。
- 2) 見学・介補の人数は原則、介補者を含めて2名以内とする。密を避け、余計な会話は慎むこと。

備考

参考文献

- 1) 有床義歯補綴学実習書，有床義歯補綴学編。
- 2) クラウンブリッジ補綴学実習指針，クラウンブリッジ補綴学講座編。
- 3) 無歯顎補綴治療学 第4版，医歯薬出版。
- 4) 図説無歯顎補綴学 ー理論から装着後の問題解決までー，学建書院。
- 5) クラウンブリッジ補綴学 第5および6版，医歯薬出版。
- 6) 臨床実習シラバス。
- 7) 歯学生のパーシャルデンチャー 第6版，医歯薬出版。
- 8) パーシャルデンチャーテクニック 第6版，医歯薬出版。
- 9) コンプリートデンチャーテクニック 第6版，医歯薬出版
- 10) スタンダードパーシャルデンチャー補綴学，学建書院。
- 11) 困ったときに SEOAP で解決 有床義歯トラブルシューティング，永末書店。
- 12) 有床義歯補綴学 末永書店

課題別臨床実習シラバス

診療科：保存科（修復）

担当教員名：小峯千明・内山敏一・神谷直孝・寺中文字子・

庫川幸利

到達目標 GIO

保存修復領域における臨床実地問題に適切に対応できるようになるために、修復治療の術式、必要器材の使用目的及びその使用方法について理解する。

行動目標 SBOS

- 1) 患者の主訴、口腔内所見及び検査結果から得られた情報から、適切な診断と処置方針を決定できる。
- 2) 保存修復治療の術式を説明できる。
- 3) 保存修復治療に用いる器材の使用目的と使用方法を説明できる。
- 4) 保存修復治療の診療介助を適切に行うことができる。
- 5) ミニカルテに診療介助・見学の処置内容を記載できる。
- 6) 介助・見学症例の中から最近の歯科医師国家試験臨床実地問題における保存修復分野既出問題との関連について臨床実地リンクノートを作成できる。

実習方法と実習内容

1) 実習方法

配属表に従った担当医の診療介助・見学，ミニカルテの記載及び臨床実地リンクノート作成

2) 実習内容

- ①診療介助・見学：医療安全・感染予防に留意し担当医の診療介助を行う。症例の内容をミニカルテに記載し担当医の検印を受ける。
- ②臨床実地リンクノートの作成：臨床実習期間中に介助・見学を行った修復症例の中から1症例選択し、臨床実地リンクノート（別紙）を作成し、担当医の検印を受ける。

評 価

- 1) 臨床実地リンクノート（内容・提出期限の順守）：80%
 - 2) 担当医の診療介助(担当医の出席確認印が必要)：20%
- 以上を課題別臨床実習の評価とする。

実習上の諸注意

- 1) ミニカルテ：修復症例見学後速やかにミニカルテに診療内容を記載し担当医の検印を受けること。また，5年次3月期の修復症例も転記し検印を受けること。
- 2) 臨床実地リンクノート：表面の考察欄は介助・見学した症例の考察を，裏面は症例とリンクした歯科医師国家試験過去問題（第100回以降，保存修復領域の臨床実地問題1問，一般問題1問）を選択し作成すること。
- 3) 提出期限：ミニカルテと臨床実地リンクノートは担当医の検印を受け，保存科配属終了後の翌々日までに班でまとめて保存修復学研究室まで提出すること。
- 4) 提出物の期限を遵守し，医療従事者たる態度で臨床実習を行う。

リンクノートの作成に用いる修復症例について

- 1) 課題別臨床実習期間の修復症例を優先する。
- 2) 課題別臨床実習期間に修復症例がない場合は，転記した5年次3月期の修復症例を臨床実地リンクノートの症例にする。
- 3) 課題別臨床実習期間と5年次3月期に修復症例がない場合は，5年次臨床実習全期間の修復症例を臨床実地リンクノートの症例にできる。
(対象者は研究室に5年次ミニカルテを受け取りに来ること)
- 4) 6年次課題別臨床実習期間に修復症例がない再履修者は，別途課題レポートの提出により臨床実地リンクノートの代替とする。
(対象者は研究室に課題レポートを受け取りに来ること)

課題別臨床実習シラバス

診療科： 歯内療法学

担当教員名： 岡部 達, 神尾直人, 鈴木 誠, 葉山朋美, 深井謙滋, 渡邊昂洋

石井理裕, 菅原千佳代, 田中眞治, 小泉都佳, 森川加菜

到達目標 GIO 臨床において見学・介補を通して自験を行い，診療内容を正しく理解し，適切な診査・診断・処置方針を修得する。
行動目標 SBOS 1) 歯髄炎，根尖性歯周炎の診断ができる。 2) 患者に病態と治療方針を説明できる。 3) 抜髄ができる。 4) 感染根管治療ができる。 5) 根管充填ができる。
実習方法と実習内容 1) 実習方法：臨床見学・介補および自験，課題別臨床実習 I レポート 2) 実習内容：臨床見学・介補において自験を行ったら，評価表に評価を受け，終了印をもらう。課題別臨床実習 I レポート（1 症例）の提出
評価 臨床見学・介補・自験の評価表の評価，検印及び出席，課題別臨床実習 I レポート
実習上の諸注意 ・ 自験を行ったら，診療終了後速やかに評価表に月日，課題レベルを記入し，技能，態度，知識，医療安全・感染予防，総合評価の評価を受け，終了印をもらう。 ・ 1 診療で複数の自験を行った場合はそれぞれの課題として評価を受ける。 ・ 10 課題以上の評価を必修とする。 ・ 出席検印は午前と午後に担当医からもらう。土曜日は午前のみ。 ・ 課題別臨床実習 I レポートの提出期限は見学後 1 週間。
備考

課題別臨床実習シラバス

診療科：歯周科

担当教員名：小方頼昌，中山洋平，高井英樹，山口亜利彩，

齋藤由未，武田 萌，勝又 剛，小林 諒，中川就太，

福岡菜見子，細野恒太，山崎真依，山崎陽祐，守屋 叡，

小鹿山 希，坂本昌之，山田 憲

到達目標 GIO

臨床を通じて歯周治療をするための技能，態度を修得し，総合的に歯周治療を理解する。

行動目標 SBOS

- 1) 歯周病検査を行うことができる。
- 2) 歯周病検査の結果から治療計画を立案できる。
- 3) 歯周基本治療を行うことができる。
- 4) 歯周外科治療の術式について説明ができる。
- 5) 歯周外科治療で使用器具と使用方法について理解できる。
- 6) メンテナンス及びサポータティブペリオドンタルセラピー（SPT）に移行する時期及び間隔を決定することができる。

実習方法と実習内容

1. 実習方法

診療見学・診療介補及び自験，歯周外科治療の介補・見学

2. 実習内容

①見学，介補及び自験

担当の先生の指示に従い，診療見学・介補及び自験を行う。

※配属日程上の症例数によって見学できない場合は，配属担当医に課題レポート（課題は担当医による）を提出し，口頭試問をうける。

②日直

日直の先生の配属を行う。日直日は配属表に従う。SD 配当患者等で不都合な場合は，配属中の他学生に代理を依頼しておくこと。

③歯周外科治療の見学

歯周外科治療の見学者は1症例について3～4名までとする（担当学生を含まない）。配属中の学生を振り分けるので，歯周科オペ室前の台帳を確認すること。SD 配当患者等で不都合な場合は，配属中の他学生に代理を

依頼しておくこと。歯周外科治療の見学を行った学生は、その症例内容に応じたレポートを作成し提出すること。

評価

原則として診療室における指導責任者、担当医による指導に従い、見学・介補及び自験を行うが、必要に応じて随時、口頭試問、レポートなどを課す。評価は、配属期間及びSD 配当患者に対して評価する。

<評価基準>

1. 見学、介補、自験の目標症例 (必須)
8 症例以上。診療後に担当の先生から検印を受ける。
2. 出席点 (必須)
配属日に必ず担当医の診療介補につくこと。担当医が不在の場合は他の先生の指示を仰ぐ。欠席の場合、半日で5点減点とする。
日直配属も欠席の場合、同様に減点する。
3. 歯周外科治療見学・介補の口頭試問、レポートの評価
歯周外科治療の見学・介補を行った者に関しては加点をする。
(見学、介補、自験の5 症例相当とする。)
以上に対する総合的評価をセメスターの評価とする。

実習上の諸注意

1. 症例の評価は、見学、介補及び自験後にその内容を理解しているかをチェックしてから検印を行う。
2. 配属期間中は、指導責任者、担当医の指示に従う。また、班ごとに指導責任者の指示に従い、担当医と密接に連絡を取りながら実習が円滑に行えるように計画的に実習を遂行すること。また診療の準備などについては、担当医の指示を仰ぐこと。担当医、指導責任者の許可なく、診療室に不在の学生は、実習を放棄したものとみなす。万が一欠席する場合は、担当医の許可を得て適切な指示を仰ぐこと。
3. 歯周科の評価表は、毎日必ず持参し、評価表の記入については、見学、介補及び自験表について、症例ごとに日付、該当する細項目名及び番号を記入し検印を受けること。

備考

なし

課題別臨床実習シラバス

診療科： 口腔外科

当教員名：

大峰浩隆， 田中茂男， 濱野美緒， 山口桜子， 飯塚普子， 野田 一，
芹澤多恵， 伏見 習， 鈴木麻由， 伊澤万貴子， 赤木南美， 林 國雄

到達目標 GIO

口腔外科外来診療で行われる抜歯・難抜歯・埋伏歯の抜歯・外来小手術ができるようになるために，必要な基本的知識・技能を修得する。

行動目標 SBOs

- ① 口腔外科外来診療の流れを理解し，患者に配慮した行動ができる。
- ② 口腔外科外来小手術で使用する器材の使用方法が説明できる。
- ③ 処置前・処置後に患者へ注意事項の説明ができる。
- ④ 処置前に患者のバイタル測定ができる。
- ⑤ 口腔外科領域における処置に必要な器材を準備することができる。
- ⑥ 適切な手指消毒と滅菌グローブの装着ができる。
- ⑦ 処方箋が記入できる。
- ⑧ 臨機応変に許容範囲での介補や指導医の下で実技ができる。

実習方法と実習内容

課題別臨床実習

口腔外科を受診する患者を対象として指導医の下で実施または介補する。

評価

課題別臨床実習

介補症例の達成度により判定する。

実習上の諸注意

患者に失礼な身なり・態度を取らないように心掛ける。
説明は極力丁寧に行い，充分納得を得るようにする。

備考

評価表太枠の項目は必須項目とする。最低目標を10点とする。
(令和5年度3月に実施し得た評価を含める。)

課題別臨床実習シラバス

診療科： 小児歯科

担当教員名： 清水武彦， 清水邦彦， 岡本 京，

根本晴子， 伊藤龍朗， 渡邊千尋， 岡田裕莉恵， 木村奈緒，

秋鹿ゆい， 海老原春花， 加藤早紀， 太田雪菜，

指田もも子， 安蒜裕介， 富本菜月， 皆川莉那， 宮坂理紗，

小口恭徳， 谷 貴仁

到達目標 GIO

小児の歯科治療および口腔疾患の予防を行うために、基礎的な知識、技能、態度を身につける。

行動目標 SBOs

乳歯の歯冠修復の適応症、術式を理解し、診療介補ができる。

乳歯の歯内療法 of 適応症、術式を理解し、診療介補ができる。

小児の抜歯の適応症を理解し、診療介補ができる。

小児の外傷の治療法を理解し、診療介補ができる。

小児の口腔軟組織疾患（小帯異常など）の治療法を理解し、診療介補ができる。

保隙装置の適応症、製作法を理解し、診療介補ができる。

小児患者にフッ化物塗布を行うことができる。

小児患者にシーラントを行うことができる。

小児の成長発育を理解し、小児への適切な対応を実践できる。

医療安全（器具の取り扱い）を理解し、行うことができる。

実習方法と実習内容

診療の見学・介補・自験および症例検討を行う。

必要に応じて口頭試問およびレポートを課す。

評価

別紙の評価表に記載した事項に従い評価する。

実習上の諸注意

小児患者は保護者ととも到来院し、母子分離を行わないことがあるため、患児だけでなく保護者にも十分に配慮し、身なりや言動に注意する。

備考

課題別臨床実習シラバス

診療科： 麻酔・全身管理科

担当教員名：山口秀紀，卯田昭夫，下坂典立，鈴木正敏，竹森真実，

辻 理子，佐々木貴大，古賀悠太，戸邊玖美子，福田えり

到達目標 GIO

安全な患者管理を行うために，全身麻酔法及び有病者の患者管理法の知識，技能，態度を修得する。

行動目標 SBOS

- ・ 歯科における全身麻酔選択基準について説明することができる。
- ・ 全身麻酔の導入方法について説明することができる。
- ・ 気道確保の方法，特に気管挿管についての方法，手技，重要性を説明することができる。
- ・ 全身麻酔維持中の麻酔薬，麻薬性鎮痛薬，末梢性筋弛緩薬の使用方法を説明することができる。
- ・ 全身麻酔覚醒及び抜管について説明することができる。
- ・ 有病者を担当した場合は，その疾患の病態及び外来歯科診療上の注意点について説明することができる。

実習方法と実習内容

- ・ 各班指定日に手術室で全身麻酔の実際について見学・実習を行う。特に，気管挿管手技や声門上器具について詳細に学習する。
- ・ 事前学習が十分で担当教員が許可した学生は，実際に呼吸管理の介助などを行うことができる。
- ・ 見学症例患者が有病者であれば，その疾患について病態及び歯科治療上の注意点についても学習する。

評 価

- ・ 評価表に従い評価する。
- ・ 総合評価は担当教員が行う。

実習上の諸注意

- ・ 手術室での見学・実習であるため，スタンダードプレコーションの実践を必須とする。
 - ・ 清潔で正しい帽子及びマスクの装着を必須とする。
 - ・ 頭髪，髭，爪は手入れがしてあり，不快感を与えず，清潔にすること。
 - ・ 化粧は華美ではなく他人に不快感を与えないようにすること。
- * 上記を守らない学生は臨床実習参加を認めず，評価をしない。

備考

積極的な質問，実習参加，実技実施を期待する。

課題別臨床実習シラバス

診療科： 矯正歯科

担当教員名： 根岸慎一，榎本 豊，五関たけみ，石井かおり，
清水真美，疋田拓史，杉森 匡，岩根健大，小倉柚香，
鹿野瑞貴，鈴木裕介，塚田美智子，黒江星斗，佐藤輝太，
高木豪馬，武藤佑子，和仁俊夫，船崎紅緒，宮崎樹梨，
田畑 薫，山下えりか

到達目標 GIO

不正咬合に対する治療の必要性及び治療法を理解するために，基本的矯正歯科治療に必要な能力を修得する。

行動目標 SBOS

- 1) 診療に用いる器具・器材を説明できる。
- 2) 歯の移動様式について説明できる。
- 3) 矯正装置の作用について説明できる。
- 4) 矯正治療の流れについて説明できる。
- 5) 矯正治療に伴う痛みについて説明できる。
- 6) 患者の立場に配慮した対応ができる。

実習方法と実習内容

- 1) 臨床見学及び介補
 - ① 学生は実施希望日の前日までに矯正学研究室 A に掲示している予約表に院内番号・氏名を記入する。(平日のみ。1日最大2名まで。ただし診療予約状況により制限がかかる場合があります)。
 - ② 当日は，午後1時に矯正学研究室 A に集合し，見学介補予定患者の配当を受ける。その際，各日に担当教員(別に掲示)がいるので，その指示を仰ぐこと。
- 2) 見学した症例のうちの 1 症例について，臨床見学報告書(指定用紙あり)を作成し，1週間以内に検印表とともに矯正学研究室 A に提出する。

評価

- 1) 作成した報告書
- 2) 見学・介補における技能・態度評価

実習上の諸注意

- 1) 清潔な身だしなみを心掛けること。
- 2) 言動には注意し，特に私語は慎むこと。

備考

当日の予約患者数によって，実施できない場合があります。
その際には，他日へ変更等の対応を行います。

臨床見学報告書

班番号・氏名: _____

年 月 日 提出

1. 見学日時 : 年 月 日 曜日(午前・午後)		担当医:
2. 患者情報 性別: 男性・女性 年齢 歳 主訴:	〈診断名〉	
3. 現症および経過		
4. 処置内容: 詳細に記載すること(使用装置、治療手順、使用器具・器材、薬剤、など) 必要であれば用紙追加:		
5. この不正咬合の特徴(模型分析・セファロ分析・その他)		

課題別臨床実習シラバス

診療科：特殊歯科

担当教員名：野本たかと，梅澤幸司，林佐智代，遠藤眞美，地主知世，

矢口学，江口采花，白田翔平，三枝美穂，甘利拓哉，野村宇稔，櫻井隼，小室慶太

到達目標 GIO

障害児・者の専門的歯科医療が実践できるようになるために，必要な知識，技能，態度を修得する。

行動目標 SBOS

- 1) 診療の流れを説明できる。
- 2) 障害児・者の身体的，精神的及び心理的特徴を説明できる。
- 3) 障害者歯科治療における行動調整法を観察し，説明できる。
- 4) 特殊歯科における各種治療の介補を実践できる。
- 5) 指導者の指示のもと歯面清掃ができる。
- 6) 摂食嚥下リハビリテーションについて説明できる。

実習方法と実習内容

1) 実習方法

診療見学，診療実技，介補，症例に関する一覧表作成，レポート

2) 実習内容

(1) 症例と症例数 (minimum requirement)

〈見学症例〉

a. 見学症例 (症例数 5)

実習内容： 特殊歯科見学

b. 見学症例 (症例数 2)

実習内容： 摂食嚥下リハビリテーション見学

〈加点対象症例〉

a. 診療の介補 (症例数 1)

実習内容： 介補

b. 歯面清掃 (症例数 1)

実習内容： 実技

(2) 症例に関する一覧表作成

配属当日 16 時 00 分から症例の障害名，治療内容，行動調整法，導入及び受診状態についてノートに一覧表を作成する。

(3) レポート

レポート課題は各指導医が任意に出題する。また，レポートは原則として臨床実習終了 1 週間後の正午までに特殊歯科内の提出棚に提出とする。

評価

実習態度

評価表記載の症例数

レポート

以上をもって1セメスターの評価とする。

実習上の諸注意

1) 手続き

- (1) 実習前に特殊歯科医員よりアポイント帳の実習予定日に押印を受けること。
- (2) 実習当日までに障害、行動調整手段等について復習する。
- (3) 実習当日は9:30に診療室へ集合する。なお、集合時間に遅れる場合は事前に特殊歯科に申し出ること。
- (4) 評価表への検印は、実習終了後、速やかに受けること。

2) 注意事項

(1) 見学時の注意

- a. 診療室内では私語を慎む。
- b. 患者への禁句に配慮し、使う言葉を選別する。(患者の障害について、恐怖・不安をかき立てるような言動など)
- c. 患者に誠意を持ち、温かい心で接する。
- d. 障害による“困難さ”に応じて手を貸すことは大切であるが、基本的には、見学中は指示されたこと以外には手を貸さない。
- e. 患者の面前に大勢で立たない。
- f. 患者、保護者、介護者のいるところで指導医への質問は控える。隣の診療室にも気を配る。
- g. 見学症例数が到達数に達しても、実習時間中は見学をする。

(2) 見学時の服装

- a. 院内実習で定められた服装・身だしなみに準ずる。
- b. 胸、腹部ポケット内に筆記用具等を入れない。
- c. 長い髪はまとめ髪にすること。

(3) 臨床実習3シラバス

配布された課題別臨床実習Iシラバスは臨床実習を受けるにあたって、事前に理解すべき事項が記載してある。したがって、十分に理解しているものとして臨床実習を進める。必ず、実習前に熟読しておく。

- (4) 実習当日は各自、既に配布してあるA4版のノートを持参する。

(5) 特別な理由なく学生からの実習日変更依頼は認めない。

備考

課題別臨床実習シラバス

診療科：口腔インプラント科

担当教員名:村上 洋, 井下田繁子, 玉木大之, 北川剛至, 高橋佑次,
網野雄太, 出井啓友, 田山隆史, 臼田圭佑, 清水 峻, 五百木 悠希,
村井麻珠

到達目標 GIO 将来, 欠損補綴の回復方法を適切に患者に提供するために, インプラント治療に関する基本的知識, 技能, 態度を修得する。
行動目標 SBOS <ol style="list-style-type: none">1. インプラント治療計画を立案し, 治療手順を説明できる。2. インプラント治療に必要な診査項目と検査法を列挙できる。3. インプラント治療の上部構造の種類について説明できる。4. インプラント治療の印象採得法について説明できる。5. インプラント治療のアバットメントについて説明できる。6. インプラント治療のリスクファクターを説明できる。7. インプラントメンテナンスについて説明できる。8. インプラント治療のトラブルと合併症を説明できる。
実習方法と実習内容 インプラント治療及び関連処置の見学・診療補助を行う。 必要に応じて, 口頭試問, レポートなどを課す。
評 価 実習態度, 見学数及び行動目標の達成度により評価する。
実習上の諸注意 <ul style="list-style-type: none">・症例の見学及び介補を希望する学生は担当医に連絡し, 予約をとること。手術台帳などに院内番号と氏名を記入すること。・不明な点は、事前に相談, 確認すること。・予約したが、参加できないときは速やかに報告すること。 (来ない学生が多くみられます)
備 考 参考図書 <ol style="list-style-type: none">1. よくわかる口腔インプラント学 第4版 医歯薬出版(株)2. 口腔インプラント治療指針 2020 医歯薬出版(株)3. 口腔インプラント学学術用語集 第4版4. 口腔インプラント治療とリスクマネジメント 20155. 口腔インプラント学実習書 永末書店6. 歯周病患者における口腔インプラント治療指針およびエビデンス 2018 日本歯周病学会編

課題別臨床実習シラバス

診療科：顎関節・咬合科

担当教員名：小見山 道，内田貴之，大久保昌和，石井智浩，下坂典立，
飯田 崇，小出恭代，石井優貴，吉田一央

到達目標 GIO 顎関節症並びに口腔顔面痛における検査，診断並びに治療を実践するに当たって必要とされる基本的な知識，技能及び態度を修得する。
行動目標 SBOS <ul style="list-style-type: none">・ 侵害受容性疼痛について説明ができる。・ 神経障害性疼痛について説明ができる・ 心因性疼痛について説明ができる。・ 顎関節症並びに口腔顔面痛における画像検査所見の説明ができる。
実習方法と実習内容 課題別臨床実習 <ul style="list-style-type: none">・ 症例の見学・ 各症例における診療介補・ 臨床推論
評価 課題別臨床実習 顎関節・咬合科または口・顔・頭の痛み外来にて最低3症例の見学を行い，見学症例のレポートを提出する。 提出したレポートの内容について口頭試問を受ける。
実習上の諸注意 <ul style="list-style-type: none">・ 担当医から診断の基準について習ってください。
備考 <ul style="list-style-type: none">・ 特になし

課題別臨床実習シラバス

診療科：健康増進歯科（スポーツ歯科外来・いびき外来）

担当教員名：鈴木浩司，若見昌信，浅野 隆，岩田好弘

到達目標 GIO

健康増進に対する要望に応えるために、口腔外傷予防や睡眠時無呼吸症に対する歯科的対応を学び、スポーツ歯科医学や睡眠健康科学に必要な知識、態度、技能を修得する。

行動目標 SBOS

- ・スポーツにおける顎口腔系の動態について説明できる
- ・スポーツマウスガードの目的を説明できる
- ・スポーツマウスガードの作り方を説明できる
- ・いびきや睡眠時無呼吸症候群の病態を説明できる
- ・いびきや睡眠時無呼吸症候群の歯科的対応について説明できる

実習方法と実習内容

- 1 実習方法：診療室での見学，介補。
- 2 診療後にレポートを作成し，口頭試問並びに症例検討を行う。

評価

- 1 臨床実習態度
- 2 介補
- 3 症例検討の評価
- 4 評価は総合診療科に含む

実習上の諸注意

- 1 臨床実習3の期間内に見学を行い，症例検討を行う。
- 2 見学のアPOINTは担当医員に当該症例のアPOINT状況を確認して取ること。
- 3 補綴配属時の見学が望ましいが，その限りではない。

備考

- ・見学の仕方やレポートの内容についてはガイダンス時に説明する。
- ・その他不明な点は医員に相談すること。

個人情報保護方針

日本大学松戸歯学部附属病院

病院長

日本大学松戸歯学部附属歯科病院（以下、当院という。）は、患者様の個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、教職員、学生及び関係者（以下、教職員等という。）に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1 個人情報の収集・利用・提供

医療機関としての診療の内容と規模ならびに教育研究機関としての特性を考慮して、個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する規則を定め、これを遵守します。

2 個人情報の安全対策と教育

当院は、個人情報保護の重要性について、教職員等に対する教育啓発活動を実施するほか、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどに関する予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図り、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3 個人情報の保護に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する日本国の法令・ガイドライン及びその他の規範を遵守します。

4 継続的改善

当院は、以上の活動を実施するに当たり、個人情報保護を適切に維持するための規則を策定・運用し、運用状況について定期的に確認し、これを継続的に見直し、必要に応じて改善して行きます。

当院における個人情報の管理者及びお問合せ先
個人情報保護管理責任者 病院長

個人情報に関する問合せ先 患者様相談窓口

電話：047-360-9511

患者様の個人情報について

日本大学松戸歯学部附属病院
病院長

日本大学松戸歯学部の附属機関であります当病院では、取得した患者様の重要な個人情報を含む医療に関する記録を、医療機関としてだけでなく教育研究機関として、下記のとおり所定の目的に利用させていただきたいと思っておりますので、患者様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 患者様の個人情報は、各種法令に基づいた院内規程を守ったうえで下記の目的に利用されます。

① 当病院での利用

- (1) 患者様がお受けになる医療サービス
- (2) 医療保険事務
- (3) 患者様に関係する管理運営業務(入退院等の病棟管理, 会計・経理, 医療事故に関する報告, 医療サービスの向上)
- (4) 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

② 当病院および日本大学松戸歯学部での利用

- (1) 歯学系教育
- (2) 症例に基づく研究(研究活動については関連する法令や倫理指針等を遵守いたします。)
- (3) 外部監査機関への情報提供

なお、これらの利用に当たりましては、可能な限り匿名化するよう努力いたします。

③ 他の事業者等への情報提供

- (1) 他の病院, 診療所, 助産所, 薬局, 訪問看護ステーション, 介護サービス事業者等との医療サービス等に関しての連携
- (2) 他の医療機関等からの医療サービス等に関する照会への回答
- (3) 患者様の診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 歯科技工や検体検査業務の委託その他の業務委託
- (5) 患者様のご家族への病状説明
- (6) 医療保険事務(保険事務の委託, 審査支払機関へのレセプトの提出)
- (7) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (8) 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
- (9) 関係法令に基づいて事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果通知
- (10) 歯科医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体, 保険会社等への相談又は届出等
上記利用目的の中で疑問がある場合は、お申し出ください。

2 上記利用目的以外に患者様の個人情報を利用する場合は、個別に患者様の同意をいただくことといたします。

3 患者様の個人情報については次の権利があります。

- ① 患者様は所定の手続きのうえ、自己の個人情報の開示を請求することができます。
- ② 患者様は開示を受けた自己の個人情報の内容について、所定の手続きのうえ、訂正を請求することができます。
- ③ 患者様は自己の個人情報が不適切な取扱いをされていると思われる場合は、所定の手続きのうえ、自己の個人情報の利用の停止・消去・提供の停止を請求することができます。
- ④ なお、患者様からの上記ご請求については必ずしも応じられない場合がありますので、ご留意願います。

4 当病院での患者様の個人情報の取扱いに関する詳細については、下記にお問い合わせください。

以上
当病院における個人情報の管理者及びお問合せ先
個人情報保護管理責任者 病院長
個人情報に関する問合せ先 患者様相談窓口
電話:047-360-9511

日本大学松戸歯学部付属病院 個人情報保護内規 概要(抜粋)

【教職員等の責務】

(第9条) 教職員等(教職員・学生及び委託契約等に基づき当院施設内で当院の業務を行う者)は、関連する法令、この内規等の定め並びに保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

【個人情報保護体制】

1. 統括責任者(個人情報保護管理者) : 病院長(管理課)
2. 各科・各部署等の保護担当者 : 各科・部署等の責任者
3. 委員会 : 付属病院個人情報保護委員会(委員長:病院長)

【個人情報の適切な取扱い】

【**収集の開始等**】: (第10条) 業務として個人情報の保有を新たに開始しようとするときは、あらかじめ保護担当者を通じて保護管理者に届け出て承認を得なければならない。また、すでに承認を得ている事項を変更しようとするときは、あらかじめ保護担当者を通じて保護管理者に届け出て承認を得なければならない。

【**保有個人情報の保有の制限等**】: (第11条) 業務として個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限られ、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

【**利用目的の明示**】: (第12条) 本人から直接書面(電磁的記録を含む)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。(*院内掲示板、ホームページで掲示中)

【**適正な取得**】: (第13条) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

【**正確性の確保**】: (第14条) 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が正確かつ最新の内容に保たれるよう努めなければならない。

【**教職員等の義務**】: (第16条) 業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【**利用及び提供の制限**】: (第17条) 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

【**アクセス制限等**】: (第19条) アクセス権限を有しない教職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。また、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

【**複製等の制限**】: (第20条) 業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保有個人情報の複製、送信、記憶媒体の外部への送付又は持出し等の行為については、保護管理者の指示に従い行う。

【**媒体等の管理**】: (第21条) 保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体等を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは施錠等を行う。

【**廃棄等**】: (第22条) 保有個人情報が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

* (紙類はメモ用紙含めシュレッダー処理、フロッピーディスク・CD等は粉砕、USBメモリ等はデータ消去ソフトで消去)

【**取り扱い状況の記録**】: (第23条) 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、保有個人情報の利用及び保管等の取り扱いの状況について記録する。

【**安全確保上の問題への対応**】: (第30条) 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合、その事実を知った教職員等は、速やかに保護担当者および保護管理者に報告する。

日本大学松戸歯学部付属病院 病院情報システム運用管理内規 概要(抜粋)

【病院情報システム】

(第2条) 病院情報システムとは、電子カルテシステム及び電子カルテシステムと接続する臨床検査、放射線、医事及び物流等の各部門システムならびに電子カルテシステム及び各部門システムに接続する診療科、センター、各室、事務部門(以下、各部署等という。)の接続機器のことをいう。

運用の基本原則

1. 保存義務のある情報の電子媒体による保存については、情報の真正性、見読性、保存性を確保する。
2. 病院情報システムの利用にあたっては、守秘義務を遵守し、当院個人情報保護内規に則り、患者の個人情報を保護する。
3. 病院情報システムへのコンピュータ・ウイルスの侵入及び外部からの不正アクセスに対しては、必要な対策を直ちに講じる。
4. ソフトウェアのインストールや機器あるいは記憶媒体の接続等、許可なく病院情報システムの内容や構成を変更してはならない。

【病院情報システムの管理体制】(第3条)

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| 1. 病院情報システムの管理責任者(システム管理責任者) | : 病院長(管理課) |
| 2. 病院情報システムの運用責任者(運用責任者) | : 医療情報管理部長(オペレータ室) |
| 3. 各部門システム及び各部署等の運用責任者(部門責任者) | : 各科・部署等の責任者 |
| 4. 委員会 | : 電子カルテ委員会 |

【利用者】

(第8条) システム管理責任者(病院長)が利用を許可した者

利用者の責務

1. 利用者認証に関しては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者は、病院情報システムを使用する際に必ずID及びパスワード等(以下、パスワード等という。)により自己の認証を行うこと。
 - (2) 利用者は、パスワード等を他人に教えてはならない。また、他人が容易に知ることができる方法でパスワード等を管理してはならない。
 - (3) 利用者が正当なパスワード等の管理を行わないために生じた事故や障害に対しては、その利用者が責任を負う。
 - (4) 情報入力に際して、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行って入力情報に対する責任を明示すること。
 - (5) 与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
2. 病院情報システムから情報を取り出す場合、患者の個人情報を保護するため、事前にシステム管理責任者の許可を得なければならない。ただし、診療の現場で、診療の必要に応じて、患者あるいは患者本人の承諾を得て患者家族あるいは第三者に提供する情報はこの限りではない。
3. 病院情報システムの動作の異常及び安全性の問題点を発見したときは、直ちに運用責任者に報告しなければならない。
4. 利用者が病院情報システムの利用資格を失った場合及び利用しなくなった場合並びに利用状況に変更があった場合には、運用責任者及び部門責任者に速やかに報告しなければならない。
5. 利用者は、運用責任者が実施する運用指針及び安全性についての研修を受けなければならない。また、運用責任者からの運用及び安全性に関する通知を理解し、遵守しなければならない。
6. 利用者は、許可なく、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。*(個人情報内規より)
7. 利用者は、端末使用に当たって、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて病院情報システムからログオフを行うことを徹底する等の措置を講ずる。*(個人情報内規より)

各 位

病院長

病院内ならびに診療室内における服装・装備（PPE）等について

平成 19 年度施行の改正医療法において、医療安全対策と院内感染対策に関する事項が法制化され、近年の保健所の医療法第 25 条に基づく保健所の立入検査（いわゆる医療監視）において、医療安全ならびに院内感染に対する各医療機関の取組みに関して、厳しい評価が行なわれてきています。

また、一方で、新型インフルエンザ、インフルエンザ、ノロウイルス等の医療機関内発生事例に対する社会的評価は厳しさを増してきております。

こうした状況に鑑み、以下の基本的な考え方に基づいた医療安全管理委員会における検討を踏まえつつ、より安全な医療環境の確保と、より高度な院内感染対策の推進に向け、医育機関であり地域の中核医療機関である当院における服装・装備（PPE）等を以下の通り決めました。

なお、今後は、以下の事項を当院の「医療安全管理マニュアル」および「院内感染対策マニュアル」に遵守事項として記載いたしますので、教員、職員（臨床研修医を含む）、学部院内生、歯科衛生専門学校生のいずれにおいても、規定を遵守頂くよう御願いたします。

【基本的考え方】

- 医療機関内は様々な物質により汚染され、医療従事者のみならず患者も様々な感染要因に曝されていることを認識する。
- 歯科治療は、基本的に外科処置であるため PPE（Personal Protect Equipment 個人防護用具）を装着し、必要に応じマキシマムプリコーションを徹底する。
- 院内感染対策については、標準予防策の難しさを踏まえつつ、その徹底を目指す。
- 患者のため、自身のため、同僚のため、家族のため、誰かのためにという認識を持ち、「院内に持ち込まない」「院外に持ち出さない」を徹底する。

【頭部】 患者への毛髪や頭皮の落下防止と飛散物質への曝露対策。

- ・ 頭髪は、男女・診療科を問わず、問診時を含み診療室内では、長い場合はゴム等で束ねまとめる。
- ・ 治療中は、束ねた髪を丸めキャップ内に納める。ゴム等で束ねられない長さの場合は、帽子またはシャワーキャップなどを用いて、極力その内部に納めるようにする。なお、イヤリング・ピアス等は、診療に際しては必ず外すこと。

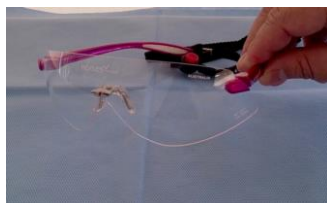
【顔面】 切削物質からの防護と眼球粘膜等からの感染防止

- ・ 治療中は、体液や切削物の飛散から目を防護するため、フェイスガード、アイガード、ガード付拡大鏡などを使用する。アイガードは支給しないので各自で用意すること。

※ 眼鏡は飛散物から完全に目を保護できないことに注意。



フェイスガード



アイガード



ガード付拡大鏡

- ・ 医療従事者と患者との相互の呼吸器感染症（口腔咽頭常在菌を含む）等による感染を防止するために、治療時はマスクを着用する。なお、インフルエンザやノロウイルス等への対応のため、毎年11月から翌年2月末日までの間、病院内では受付担当者も含み医療従事者が感染源とならないよう常時マスクを着用する（同時期は趣旨を説明した患者用ポスターを院内各所に掲示）。なお、マスク装着時は、顎マスクや鼻出しなど医療従事者として不適切な装着は厳に慎むこと。

【手・腕】 飛沫や切削などにより浮遊し衣類に付着する菌の存在を意識する。

- ・ 手指衛生を徹底するために手洗い（40～60秒）、擦式による（20～30秒）を正しく行なう。※各手洗い場に掲示のポスターを確認すること。なお、診療に際しては、菌の温床となる腕時計・指輪は必ず外すこと。
- ・ 治療中は手袋を必ず装着（患者毎に必ず交換）する。交換の際の着脱法は汚染部位を避けるよう正しく行なう。
- ・ 病院内のすべての環境表面は汚染されていることを前提とし、環境表面か

ら医療従事者を介した汚染を低減させるため触れる回数は、最低限を心がける。※特にユニットのライト、操作スイッチ、電子カルテキーボード、ブラケットテーブルハンドル、印象コーナー周辺等は、使用後に必ずアルコール清拭を行なうこと。

- ・ 下着・肌着類を白衣袖口から出さないよう、着用する場合は半袖とし、長袖の肌着の着用は禁止する。

【足】

- ・ 履物は、男女・診療科を問わず、汚染された器具での刺傷事故（感染）防止と、災害時の避難（避難経路上にガラスや金属等の破片が飛散）状況によっては長時間・長距離の移動もあり）を想定し、指、甲、踵を防護できるようなシューズタイプとする。サンダルやクロックス（医療用クロックスを含む）は禁止する。

【その他】

- ・ 診療用白衣は汚染されていることを認識し、また講座教室等へ汚染物質を極力持ち込まないため、病院内において診療用白衣に併せニットやフリース類の着用を禁止する。止むを得ず寒暖調節が必要な場合はロング白衣を着用する。

学生番号 _____ (院内番号) _____

氏 名 _____